

令和7年度紀伊半島3県における早生樹の導入に必要な ガイドライン作成業務委託にかかる質問事項の回答

質問	回答
現地調査箇所として「別添1」に記載の箇所が提示されていますが、これらの調査地が選定された背景について、現地調査を行う上で教えていただけますでしょうか。	紀伊半島3県における早生樹導入に向けた調査であるため、三重県・奈良県・和歌山県内の植栽地を基本としています。 ただし、コウヨウザンについては植栽地が少ないことから、気候や地形的条件が紀伊半島に似ている四国地域を調査箇所に含んでいます。
現地調査において「1調査地あたり0.04haのプロット調査1箇所を基本とし」とありますが、林分状況によってプロット配置や形状を調整する必要があるかもしれません。 (例えば、コウヨウザン・センダンの植栽区画が細長い形状であり20m四方の方形をとることができない、同一植栽区画の中でも植栽時に異なる条件設定をしておりプロット設定に考慮が必要、等) 植栽区画の面積・形状・条件等に応じて0.04haよりも小さい面積でのプロット調査とすることも可能か？等、基本以外の例外的なプロット設定の考え方があれば教えてください。	20m四方形での調査が困難な場合は、長方形などにより0.04haを確保することを想定しています。 異なる条件で植栽している場合は、標準的な成長を示しているエリアでのプロット設定を想定しています。 上記内容でのプロット設定が困難となる場合は、別途、発注者と協議をお願いします。
現地調査における森林所有者への許諾取得について、「調査の実施に当たり、調査地の森林所有者に対して、調査実施の許諾を取得すること。」と記載がありますが、事前に発注者側から森林所有者情報の提供や、協力依頼のための文書提供などの支援が行われていると考えてよろしいでしょうか。	調査箇所については、事前に承諾を得ていますが、受託者決定後にも発注者から森林所有者へ受託者決定の連絡を行います。その後、調査実施日等について受託者から森林所有者へ連絡を行うことを想定しています。 その際、森林所有者の承諾を得たうえで、発注者から受託者へ必要な情報提供を行います。
同様に、国有林への入林許可申請や林道通行許可取得に関して、発注者側からの支援（例：連絡先紹介、申請手続きの助言、既存の許可情報の提供など）も行われると考えてよろしいでしょうか。	入林許可や通行許可、現地案内の有無など調査箇所により手続きが異なりますので、各現地の手続き方法については、受託者決定後に発注者からお知らせします。